

○庄原市地域マネージャー活用事業実施要綱

平成23年11月15日告示第144号

改正

平成25年8月30日告示第102号の2

平成26年1月27日告示第11号

平成26年3月31日告示第62号

平成28年3月31日告示第42号

庄原市地域マネージャー活用事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 事業の認定（第5条—第7条）

第3章 交付金の交付（第8条—第16条）

第4章 連絡協議会の設置（第17条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、人口減少と高齢化の進む集落（自治振興区を構成する基本単位をいう。以下同じ。）の、コミュニティや資源等を活用した機能の維持及び活性化を推進するため、過疎地域等における集落対策の推進について（平成20年8月1日付総行過第95号。以下「通知」という。）に基づき、地域マネージャー活用事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、地域マネージャーとは、自治振興区等（自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区及び自治振興センターの指定管理業務を受託していない自治振興区にあつては、自治振興区の連合体をいう。以下同じ。）において、集落の調査、点検、課題の把握等を行なうものをいう。

（職務）

第3条 地域マネージャーは、市と連携し、次の業務を行うものとする。

（1） 集落の状況調査及び点検

- (2) 集落の課題の把握及び抽出
- (3) 地域内での話し合いの促進
- (4) 地域の維持及び活性化対策の推進
- (5) 地域おこし協力隊との連携、調整、相談等
- (6) 地域マネージャー連絡協議会への出席
- (7) 市及び自治振興区連合協議会が主催する研修会等への出席
- (8) その他目的達成のために必要な業務

(事業対象)

第4条 事業の対象者は、自治振興区等とする。

## 第2章 事業の認定

(事業の申請)

第5条 事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、庄原市地域マネージャー活用事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、庄原市地域マネージャー活用事業認定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、当該事業を変更又は廃止しようとするときは、庄原市地域マネージャー活用事業変更認定申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、庄原市地域マネージャー活用事業変更認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

## 第3章 交付金の交付

(交付金の交付)

第8条 市長は、地域マネージャーを配置する自治振興区等に対し、予算の範囲内

において、交付金を交付する。

2 交付金の交付を受けることができる自治振興区等は、第6条の規定により認定を受けた申請者（以下「事業認定団体」という。）とする。

（交付金額）

第9条 交付金の額は、1人当たり日額7,300円とする。

2 交付金は、地域マネージャーの配置人数にかかわらず、1自治振興区等につき2人までを限度とする。

（交付申請）

第10条 交付金の交付を受けようとする事業認定団体（以下「交付申請団体」という。）は、庄原市地域マネージャー活用事業交付金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第11条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市地域マネージャー活用事業交付金交付決定通知書（様式第7号）により交付申請団体に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第12条 交付決定を受けた交付申請団体（以下「交付団体」という。）は、第10条の規定により申請した交付申請の内容を変更しようとするときは、庄原市地域マネージャー活用事業交付金変更交付申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市地域マネージャー活用事業交付金変更交付決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（随時検査等）

第13条 市長は、交付団体に対し、随時、帳簿及び書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

（実績報告）

第14条 交付団体は、事業の廃止若しくは完了の日から30日を経過した日又は交付金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長

に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第11号）
- (2) その他市長が必要と認める書類  
（交付金の請求）

第15条 第11条に定める交付決定の通知を受けたものが、交付金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第12号）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の円滑な実施を図るうえで特に必要と認めるときは、交付団体の請求に基づき、交付決定額を概算払いすることができる。

3 交付団体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、交付金概算払請求書（様式第12号）に、市長が必要と認める書類を添えて請求しなければならない。

4 概算払を受けた交付団体は、精算額確定後10日以内に、交付金概算払精算書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還等）

第16条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 第13条に規定する随時検査を拒んだとき。
- (3) 第14条に規定する報告をしないとき。
- (4) 年度の中で事業を廃止若しくは廃止したと認められるとき。
- (5) その他市長が特にその必要を認めるとき。

#### 第4章 連絡協議会の設置

（連絡協議会）

第17条 市長は、地域マネージャーの集落支援活動の円滑な推進のため、地域マネージャー連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（組織）

第18条 連絡協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 地域マネージャー
- (2) 地域マネージャーを設置している自治振興区等を代表するもの

- (3) 庄原市自治振興区連合協議会を代表するもの
  - (4) 自治定住課
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (会議)

第19条 会議は企画振興部企画振興課長が主宰し、定例的に開催するものとする。ただし、構成員からの請求に基づき必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 会議は、次に掲げる事項について調整及び情報交換を行う。

- (1) 地域マネージャーの活動報告に関する事項
  - (2) 各団体相互間の連絡及び調整事項
  - (3) 地域の実情に応じた、実効性のある支援策の立案及び実施に関する事項
  - (4) その他必要と認める事項
- (庶務)

第20条 連絡協議会に関する庶務は、企画振興部企画振興課において行う。

#### 第5章 雑則

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年12月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年8月30日告示第102号の2)

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月27日告示第11号)

この告示は、平成26年3月31日から施行し、改正後の庄原市地域マネージャー活用事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日告示第62号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式（省略）